

# 道路使用許可・通行許可等の 郵送交付の開始 (2024年12月2日～)

## 郵送交付の対象業務

- 道路使用許可(再交付及び変更届を含む。)
- 通行禁止道路(歩行者用道路)通行許可
- 駐車許可
- 通行禁止道路通行除外車の指定
- 駐車禁止除外車の指定
- 制限外積載(荷台乗車、設備外積載)許可
- 緊急自動車の指定・届出  
(再交付及び記載事項変更を含む)
- 道路維持作業用自動車の指定・届出  
(再交付・記載事項変更を含む)

※ 許可等が必要な期日が切迫している場合には、郵送による許可証等の到着が間に合わない場合があります。  
※ ・書類の分量が多い ・レターパックプラスで送付不可の書類等は郵送交付ができません。



## 《郵送交付の方法》

- ① 許可証等の郵送交付を希望する場合は、**レターパックプラス**(郵便局や一部コンビニエンスストア等で購入可能【600円】。)を準備し、宛先に許可証等の郵送先(申請者の住所地、所在地等)を記載してください。  
※ レターパックライトや宅配便など、レターパックプラス以外の郵送方法はお受けできません。
- ② 各種申請書等提出の際、窓口職員に「郵送希望」を申し出て、レターパックプラスを提出してください。  
※ 警察行政手続サイトを使用した電子申請の場合に許可証等の郵送を希望する場合は、申請先の警察署交通課に直接お問い合わせください。
- ③ 「郵送交付申請書」に必要事項を記載し、窓口職員に提出してください。(県警 HP に様式を掲載しています。)
- ④ 後日、レターパックプラスに記載された宛先に許可証等が郵送されます。

## 《注意事項》

- ・ レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望される申請者のご負担となります。(警察署では販売していません。)
- ・ 許可証等の郵送先は、原則として、申請者(申請者が法人の場合は当該申請に係る事業所等の所在地)の住所等と同一である必要があります。
- ・ 郵送に要する事務手続き、配送のための日数が必要となることから、申請から許可証等の到達までには相当の日数を要する場合があります。郵送交付を希望する場合には、日数に余裕を持った申請をお願いします。
- ・ ご不明な点等については、香川県警察本部交通規制課規制企画係(087-833-0110)又は各種申請書等を提出する警察署交通課にお問い合わせください。